

第 80 回 調達価格等算定委員会

日時 令和 4 年 11 月 4 日（金） 17：30～18：45

場所 オンライン会議

1. 開会

○能村課長

定刻になりましたので、ただ今から第 80 回の調達価格等算定委員会を開催いたします。皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

オンラインでの開催になりますので、事務的に留意点を 2 点申し上げます。

1 点目です。委員の先生方におかれましては、本委員会中ビデオをオンの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言の時以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

2 点目です。通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局のメールアドレス、電話番号にご連絡いただければと思います。

2. 議事

再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

○能村課長

それでは、事後の進行につきまして、高村委員長をお願いいたします。

○高村委員長

皆さん、こんにちは。まず、本日の議事に入る前に、事務局から本日の配布資料の確認をお願いできますでしょうか。

○能村課長

はい、事務局でございます。インターネット中継でご覧の皆さまにおかれましては、経済産業省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧いただければと思います。

配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、資料 1 といたしまして「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について」、また、参考資料 1 といたしまして「バイオマス第 5 回入札令和 4 年度の結果について」をご用意してございます。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

まず、本日の議事に入っていく前にですけれども、第 77 回の委員会で上限価格の議論、

検討を行いましたバイオマス第5回入札について、本日11月4日に入札結果が公表されました。従いまして、この上限価格の決定に至った考え方について、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、この説明の位置付けについて、事務局から一言お願いできますでしょうか。

○能村課長

はい、事務局でございます。バイオマス第5回入札に当たりましては、10月12日に開催いたしました、非公開の形でしたけれども、第77回調達価格等算定委員会におきまして、上限価格に関するご意見を取りまとめでいただきました。その直後に行われました第78回の調達価格等算定委員会の冒頭におきまして、高村委員長より、委員会が非公開とされていた趣旨に基づきまして、入札上限価格に関する議論を行ったことのみご説明いただきました。上限価格の決定に至った考え方については、入札結果の公表後にご説明する旨のご発言もいただいたところでございます。バイオマス第5回入札につきましては、本委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が上限価格を決定した上で10月17日に入札が行われ、その結果につきまして、参考資料1のとおり本日11月4日に公表に至りましたので、高村委員長から上限価格の決定に至った考え方についてご説明いただければと思っております。

事務局からは以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。今、事務局からご説明がありました点についてご説明申し上げたいと思います。

第77回の委員会では、事業者間の競争を確保すること、費用効率的な水準での事業実施を促す、こうした観点から、バイオマス第5回入札の上限価格を18.0円/kWhとする意見を取りまとめました。

ご説明は以上でありますけれども、秋元委員長代理からもし補足がございましたらお願いできればと思います。秋元委員、お願いできますでしょうか。

○秋元委員

はい、秋元です。ただ今、高村委員長からご説明いただいたとおりでございまして、私から付け加えることはございません。

以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ってまいります。今回は、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について審議をいただきたいと考えております。

まず、事務局から資料の1に基づいてご説明をお願いしたいと思います。

○能村課長

はい、事務局でございます。資料の1をご覧ください。ページをめくっていただきまして2ページ目になります。本日ご議論いただきたい事項でございます。

まず、1つ目の四角に書いてございますとおり、経産大臣、国交大臣が促進区域を指定した際には、公募占用指針を定めるということとされてございます。その公募占用指針のうち、供給価格の上限等に関する事項につきましては、法律上、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定するとなっているところでございます。

本年9月末に秋田県男鹿市、そして新潟県村上胎内、そして長崎県西海市沖におきまして、経産大臣、国交大臣が促進区域として指定したところでございます。

4つ目の四角に書いてございますとおり、この秋田県八峰能代沖と併せまして、この上記の3区域と併せて4海域について公募を実施するということになってございます。こうした点から、公募占用指針におきます供給価格上限額等につきまして改めて議論、検討を行っていくということでございます。

まず、1つ目の論点といたしましては、今申し上げました供給価格上限等に関する事項について本日ご議論いただきたいということでございます。

また、下から2つ目の四角に書いてございますとおり、洋上風力促進WG、洋上風力促進小委員会、以下合同会議という形で経産省、国交省で開催してございます合同会議におけます公募プロセスの見直しの議論の中におきまして、F I P制度の導入を併せた価格点の算出方法に関連し、市場価格を大きく下回る一定価格、ゼロプレミアム水準というふうに言うてございますけれども、の事前公表や非公表の有無、具体的な水準につきまして、この委員会の意見を聴取して決定するというところでございます。こうした点についても、本日ご議論いただきたいと思っております。

最後の四角になりますけれども、着床式洋上風力につきましては、2024年度からF I P制度のみ認められるということでご議論いただいたところでございます。

秋田県の八峰能代沖の着床式洋上風力につきまして、公募の実施スケジュールの見直しに伴いまして、2024年度に認定取得が見込まれるという形になりますので、ここの海域におけますF I P制度の適用につきましても本日ご議論いただきたいと考えているところでございます。

続きまして資料の4ページ目ご覧いただければと思います。先ほど申し上げました秋田県八峰能代沖に加えまして、左の表でございますが、6番、7番、8番の海域が促進区域として指定されまして、合わせて約180万kWにつきまして年内をめどに公募を開始するというところでございます。

具体的なスケジュールにつきましては、5ページ目をご覧いただきまして、10月28日に合同会議、開催されまして、公募占用指針に関する評価の考え方についてお取りまとめということでございます。本日、価格算定委の方で価格上限額などにつきましてご議論いただくという段取りでございます。

6ページ目以降は、各それぞれの海域の特色、概要につきまして記したものでございます。

6ページ目、ご覧いただきますと、秋田県八峰町能代沖の促進区域の範囲ということで、左側に座標を記してございましたこの海域の中での風車の設置を考えているということで

ございます。

具体的なところで、8 ページ目ご紹介いたしますと、海底の地盤調査などについても資料を示させてございます。例えば、この秋田県八峰町でございますと、真ん中の方に書いてございますけれども、岩盤とかが露出している箇所はなかったぞということ。また、海底面から約 10 メートルは砂質の土層だということでございます。また、その下に 5 メートルの粘性の土層があるということでございます。こうした岩盤などについても踏まえながら、検討していく必要があるということでございます。

9 ページ目でございますが、秋田県の男鹿市の海域ということで、同じように座標でくくったところの海域の中で検討するというところでございます。

同じように、11 ページ目ご覧いただきますと、地質の状況ということでございます。同じく②に書いていますように、岩盤が露出している箇所は幾つかあったんですけれども、海底面から 7 メートルは緩い砂質の土層であるということ。また、その下は、砂質を中心とする粘性の土層が続いているということでございます。

少し資料を飛ばささせていただきますと、長崎県の西海市でございます。資料 15 ページ目になります。長崎県西海市につきましては、江島周辺の海域について座標でくくったところというところが海域として指定をされているということでございます。

1 点、17 ページ目でございますけれども、この長崎県西海市におきましては、区域内に岩盤が露出しているエリアがあるということでございます。また、海底地形は起伏に富むということが確認されているということ。また、③のところを書いてございますけれども、海底面から 3～12 メートル程度は砂質の土層だということですが、その下は岩盤の層であったということが特色として挙げられているところでございます。

ここからご議論でございますけれども、まず 1 つ目の論点といたしまして、公募の対象とする発電設備の区分等でございます。資料につきましては、19 ページ目をご覧いただければと思います。

まず、今回の対象となる 4 区域でございますけれども、どの区域も水深が 50 メートル以内と比較的浅いということでございますので、着床式の洋上風力発電を前提として意見を取りまとめているところでございます。このため、公募対象となる区分につきましても、着床式洋上風力ということではどうかということでございます。

なお、すみません、ちょっと事務局の編集のミスでございますと、経産省の今ホームページに載っております資料におきましては、長崎県の西海沖の、先ほどお示しいたしました江島のところの図表、左から 2 番目のところの図表が、本来あるべきところが一番右側のところでございますので、それがちょっと入れ違ってしまうので、ホームページでご覧の皆さまにおかれましては、改めて、経産省ホームページの方では更新した際には修正されてございますので、改めてご確認いただければと思います。

続きまして、資料の 21 ページ目でございます。2 つ目の論点といたしまして、発電設備の出力の量の基準というものでございます。これまでの考え方を踏まえつつ、最大の受電電

力につきましては、確保されている系統容量を限度とするということ。また、発電設備の出力は上限を設定せずに、下限を想定出力から 20%を減じた出力ということでございます。

3つ目の四角に書いてございますが、新潟県の村上胎内市沖と、長崎県の西海市江島沖におきましては、2社以上の事業者から確保されている系統につきまして活用することを希望するといった情報提供があるところでございます。

こうした状況でございますので、下の表を見ていただきますと、村上胎内のところにつきましては、最大の受電量ということで、本来 35.2 と 70 を足し得るということでございますけれども、2系統同時に活用することが想定されないということで、村上胎内におきましては 70 万 kW というところが最大の受電量になっているということでございます。

他方で、長崎県の西海市沖につきましては、12.4 と 30 万 kW、合計 42.4 万 kW が最大の受電電力量という形で記させていただいております。

発電設備の出力の下限につきましては、それぞれ一番少ない系統容量に 2割を減じた形の数字がここに記されているというものでございます。

続きまして、保証金に関する事項でございます。まず、簡単に合同会議におけます議論につきましてご紹介をさせていただきたいと思っております。

資料 25 ページ目に飛んでいただきまして、事業の計画の迅速性というところが今回新たに評価項目として付け変わるということの観点から、ペナルティーを適切に設定するというご議論がございました。この資料の 2. にも書いてございまして、こうしたペナルティーの設定につきましては、2. (1) 事業実現性評価による重み付けをしていくということ、また (2) 迅速性評価点の変更となる遅延が生じた場合に保証金を没収するということ、(3) 遅延による売電期間の減少ということ、そして (4) 入札参加資格停止ということのご議論がございました。合同会議におきます議論を踏まえまして、2. (1) ～ (3) までについて検討するという形になってございます。

また、調達等算定委員会につきましては、(2) についてご議論をとということでございます。

特に、26 ページ目に書いてございますけれども、保証金に関する事項といたしまして、運転開始日の遅延に伴う保証金の没収事由の点についてご議論があるというところがございます。

なお、合同会議での議論をご紹介いたしますと、資料 27 ページ目でございますけれども、運転開始日の遅延に伴う保証金の没収事由の追加につきましては、キャッチオール的な規定になることはやむを得ないということでございます。

また、2つ目の矢羽に書いてございますけれども、入札に際して、事業計画等の中で、リスクの特定と、その場合の対策等を提出させるということになってございますので、そこに記載された内容をきちんと対応しても、なおコントロール不能な事象を意味しているということではないかといったご指摘。

また、3つ目の矢羽ですけれども、キャッチオール規定とすることは理解をするというこ

とでございます。ただ、当局側においても状況に応じて臨機応変かつ適切に対応することが大前提であろうということ。

また、4つ目のチェックですけれども、実際にこうした没収事由の点について、どの機関が判断するのか、有識者の意見を聞いて判断するのか、最終判断の仕方をしっかりと確認する必要があるということ。

また、最後になりますけれども、一定程度、事例などについては、該当したものについて公表した方がいいんじゃないかといったご指摘でございます。

なお、実際に、公募の際の審査の際には、どのようなリスクシナリオについてご議論いただいているかということを紹介いたしますと、29 ページ目をご覧くださいと、リスクシナリオについて、事業計画の実現性の観点から、こうしたものをしっかりと検討した上で提出いただくという形でございます。これは資金収支計画のところでございますが、下の表の一番下から2つ目、例えば、物価、人件費の高騰というところで、原材料価格や人件費の高騰、為替変動により調達コスト水準が上昇し、維持管理費用が増大するリスクなどにつきましても、こうした資金収支計画の中でしっかりと評価をしていくということでございます。こうしたリスクシナリオをしっかりと、さまざまな項目でしっかりと対応いただくということが前提ということでございます。

その上で資料になりますけれども、23 ページ目にお戻りいただければと思います。

1つ目の四角に書いてございますけれども、第3次保証金まで求めるということがこれまでのルールとして定めてきたところでございます。今回、2つ目の四角に書いていますとおり、エネルギーミックス等の政策目標に貢献する早期運転開始ということを促すために、事業計画の迅速性の評価というところを特出しして評価するというところでございます。そのため、運転開始予定時期からの遅延を前提とした計画提案を防ぐというための制度設計が必要ということで、先ほど申し上げましたペナルティーなどについてご議論があったというところでございます。

先ほど申し上げたとおり、4つ目の四角になりますけれども、運転開始予定日までの確実な事業実施を担保するという観点からは、第2次保証金、そして第3次保証金の没収事由に、海洋再生エネルギーの発電設備が運転開始しなかったことということを付け加えるということでございます。

ただしというところでございますけれども、ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合を除くという形を追加してはどうかといったことが合同会議でご議論いただいたところでございます。

4つ目、5つ目の四角に書いておられますとおり、その他当事者のコントロールができず、回避が可能ではない事象が生じた場合を除くという点につきましては、しっかりとリスクの特定や未然防止策、リスク顕在時の対応を最大限に適切に検討し、対応を講じたとしても事業者側では完全にコントロールすることが不可能な、不能な他律的な要因により避けら

れない場合ということが想定されるということを念頭に置いたものでございます。こうした例外規定につきましては、限定的な取り扱いであるべきというところでございますので、選定事業者の自己の過失によらないということ、また、選定事業者がこうした障害が取り除かれ次第、事業を遅滞なく進めるといった意思と、経済的、技術的能力を有すると判断できる場合に限定されるべきということで、その上で具体的な該否などにつきましてご議論いただくということでございます。

特に、こうした選定事業者側から、この該否について申し出があった場合には、第三者委員会、特に、これは入札でご議論いただきました有識者の会議体を念頭に置いていますが、第三者委員会におきましてご審議をいただくということ、その上で経産大臣、国交大臣が決定することとしてはどうかというものでございます。その上で、その該否等の判断や理由等につきましては、事後的に公表する、できる内容について公表していくということとしてはどうかといった内容でございます。

続きまして、次の論点でございます。(4) 価格上限額・調達価格等に関する事項でございます。資料は33ページ目までお飛びいただければと思います。

供給価格上限等の設定についての基本的な考え方でございます。1つ目の四角に書いてございますが、経産大臣が定める基準価格、調達価格につきましては、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用を基礎として定めるということで、入札の目的が事業者間の競争をより進め、さらなるコスト低減を促して、国民負担の抑制を図るということを踏まえて入札上限価格の設定を行ってきたところでございます。こうした点につきましては、再エネ海域利用法におきましても同様の考え方で設定することが引き続き適切であると考えられるところでございます。

また、供給価格上限額の公表、非公表でございますけれども、事業者の予見可能性を高めるということ、そういう観点から供給価格上限額を事前公表としてきたところでございますので、今回の4回期の公募につきましても、引き続き同様に供給価格上限額を事前公表とすることとしてはどうかというものでございます。

続きまして、34ページ目です。供給価格上限額の決定に当たっての方法というところでございます。これまでの供給価格上限額につきましては、同時期における公募ごとに下記1～4、記してございますが、そうした考え方の中で決定してきたというものでございます。具体的には①商用案件の国内実績がないなどのデータ制約があるということの中で、国内外におけます着床式の洋上風力の複数のコストモデルや、欧州における実績等を参照しまして、資本費、運転維持費、設備利用率などを定式化したNEDOの着床式洋上風力発電コスト調査の算定式に、対象区域となる平均的な自然条件等を代入して当てはめて、その結果出してきたということでございます。

ただ、このただし書きで書いてございますとおり、日本とヨーロッパとの間では、やはりサプライチェーンの構築の実際の状況ということ、また、こうしたことを踏まえて現状の内外部価格差といったことも踏まえながら考えていく必要があるということ、また、このNED

Oの調査におきましては、接続機器のうち、陸上の変電所から電力系統連系点側の部分ですとか、IRRなどについては考慮されていないということでございます。

従いまして、こうした点について加味した上で②、③、④と書いてございますが、こうした点を加味した上で算出をするというものでございます。

実際に、秋田県能代沖など、昨年12月末に公募、選定まで終わっているものもございまして、引き続き国内の商用案件のコスト実績データは、われわれとしては把握していないという状況でございますので、こうした中で上記の1～4といった考え方にに基づきながら、また前回の競争的な公募結果なども勘案しながら上限額を決定することとしてはどうかというものでございます。

その際に、下から2つ目の四角に書いてございますけれども、2019年度のデータでございますので、ここをしっかりとNEDOの着床式の風力コスト調査についてはバージョンをアップデートするというので、欧州の最新情報を基に更新したものを活用してはどうかということ。

また、今回、対象区域のうち、冒頭の方でもご説明いたしましたけれども、長崎県西海市江島沖につきましては、岩盤地盤ということでありまして、他の3区域とは異なる設置の形態、施工方法、具体的にはジャケット式という形の工法が見込まれるところでございます。

今後の洋上風力発電の導入拡大に向けましては、ジャケット式のコスト低減、導入拡大も重要ということでございます。この海域につきましては、供給価格上限額を他の3つの海域、こちらの方ではモノパイル式という形の工法でございますが、そこを区別して設定することとしてはどうかということでございます。その上で、ジャケット式につきましても、コスト低減と導入拡大を適切に促していくということではないかと考えているところでございます。

コスト調査の概要のアップデートの簡単なご紹介でございますが、資料38ページ目、ご覧いただければと思います。

2019年の2つ目の四角に書いてございますが、2019年の調査におきましては、10MW級の着床式洋上風力を想定したコストモデルという形でございましたが、今回の調査におきましては、大型化する風車、大型大規模化するプロジェクトのデータが蓄積されているということも踏まえまして、欧州の最新の情報などを基に、12MW級の着床式洋上風力発電設備等を想定した発電モデルということに更新をしているところでございます。これは第1ラウンドで落札した案件とも比較しても、実態として符号しているものではないかと考えているところでございます。

また、こうした更新の内容につきましては、それぞれの有識者、ここに書いてございますけれども、ご議論いただきまして、実際のモデル等などについての実績値の妥当性について確認をいただいているところでございます。

また、このモデルにつきましては、まだ、先ほども繰り返しになりますけれども、日本におきますサプライチェーンが構築された場合というところでの数字になりますので、現時

点では内外価格差などについて検証が必要だということでございます。

続きまして、39 ページ目でございます。NEDOの着床式コスト調査の資本費の概要というところでございます。先ほど申し上げたとおり、内外価格差などについては考慮されていないところなど、留意点が必要でございます。

また、3つ目の四角に書いてございますが、欧州の最新の情報を基に、モノパイルなどについての算定方法を更新しているということ。また、このコストモデルにおきましては、基本的にはモノパイル式を想定して算出した資本費でございますが、これに地盤の条件補正をつくりまして、そうした補正を行うことでジャケット式を想定した資本費の算出をする形でございます。この表の一番下に地盤条件補正項ということで、ジャケット式の場合は、水深に比例する補正項を適用するといった考え方で整理をするものでございます。

40 ページ目でございます。運営維持費、撤去費というところでございますが、ここについては、大きな変更はなく、2019年時点と最新の情報は大きく変わらなかったということで、運転維持費については0.97万円/kW/年というもの。また、撤去費につきましては、工事費の70%を想定するという形のもので当てはめをしているというものでございます。

41 ページ目ですが、NEDOの着床式洋上風力発電コスト調査の設備利用率でございます。2019年度の調査では、先ほど申し上げましたが10MW級の着床式洋上風力を念頭に置いたものでございましたけれども、今回は12MW級の着床式洋上風力発電設備を想定した風車のパワーカーブということで、設備利用率が向上するというものでございます。

続きまして、資料の44ページ目をご覧ください。と思えます。

供給価格の上限額につきまして、各算定式に代入する自然条件等でございます。これまでと同様に、今回対象といたします4区域の自然条件等を示す値の平均値を代入することが基本的な考え方としてはどうかと考えているところでございます。

なお、岩盤地盤のためジャケット式が適用されます長崎県西海市江島沖におきましては、供給価格上限額を区別して設定するという観点から、当該区域の自然条件等を示す値を代入することとしてはどうかといった整理でございます。

具体的には、左下に表がございますけれども、項目、例えば出力でございますが、この4区域の自然条件を平均値といたしまして、風車1機12MWでいたしますと、ウィンドファーム全体では456MW、12MW級では38機という形。また、ハブ高は12MWという形ですので一般的に140メートル。年平均の風速でございますけれども、4海域の平均は7.42m/sという形でございます。

また、水深は19.3メートル、離岸距離については4.6キロメートル、船舶の共用係数ということでは2.05という形を採用しているというものでございます。こうした値が4区域の平均値的な値ということでございます。

この右側の表の中にジャケット式が適用されます長崎県西海市沖のそれぞれの個々の数値も記載してございますので、長崎県西海市沖のところについては、この中の西海市沖の自然条件を活用して算出をするというものでございます。

続きまして、46 ページ目でございます。内外価格差の観点でございます。先ほど申し上げましたとおり、現時点では商用案件のコストデータは国内の案件ではないというところの中で、他方で、競争的な公募結果だったということを念頭に置きながら、関連するデータを参照し、内外価格差について考慮していくということという考え方ではどうかというものでございます。

具体的には、これまで、前回までにおきましては、発電設備、事業者の類似性などが一定程度あります陸上風力発電におけます国内外の価格差というものを参考にするやり方もあるということでございますけれども、欧州ほどにまだインフラ・サプライチェーンが構築されていない台湾や米国といった日本と比較的状況の類似性がある国におきましても、具体的に落札案件の運転開始に向けましては、プロセスの進捗が見られるということでございますので、こうした国の着床式洋上風力発電のコストデータを参考にすることも考えられるというものでございます。

具体的には、欧州諸国と、欧州諸国ほどにまだインフラ・サプライチェーンが構築されていない台湾、米国におけます直近の着床式洋上風力発電の大規模商用プロジェクトの資本費を比較いたしますと、約 1.3 倍の差異が見られるというものでございます。こうした点を踏まえつつ、国内外の価格差につきましては、1.3 倍といったものを適用してはどうかというものでございます。

続きまして、47 ページ目でございます。また、政府におきましては、入札の外でございますけれども、サプライチェーンのコスト構造をしっかりと構築していくという観点で、このようなさまざまな取り組みをしてございます。サプライチェーン補助金ですとか、また、将来を見据えたグリーンイノベーション基金などを含めまして、さまざまなサプライチェーン構築に向けた取り組みを行っているというところでございます。

48 ページ目です。供給価格上限額、資本費のうち接続費でございます。3つ目の四角をご覧くださいいただければと思います。2021 年度に電力会社が接続検討回答を行った際に、各発電事業者に提示いたしました接続費、洋上風力関係 159 件の分析を行った結果、平均値は 1.7 万円/kW、中央値は 0.5 万円/kW ということでございます。前回と同様の考え方を取りますれば、中央値の水準を取りまして 0.5 万円/kW を資本費に含まれる接続費の一部として追加的に考慮してはどうかという考え方でございます。

続きまして、IRR の関係でございます。資料は 49 ページ目をご覧くださいいただければと思います。

IRR の関係でございますけれども、1つ目の四角に書いていますとおり、2014 年度～19 年度の洋上風力発電区分の調達価格 36 円/kWh の IRR は 10% としてきたところでございます。調達価格の判断におきましては、供給量勘案上乗せ措置といたしまして、IRR は 1～2% 分を利潤に上乗せしたものであるということでございます。

これまでの委員会におきましても、風力発電が競争的な電源というふうになっていくということですか、公募参加者が複数存在し、競争的になっていくことなども踏まえて、I

RRも下げていく方向で考えるべきではないかといったご意見も頂いているところでございます。

もちろん、前回公募の参加状況、競争状況なども踏まえまして、IRRを引き下げるといった方向性も考えられますけれども、足元、不安定な国際情勢なども見られることから、今回、4区域の供給価格上限の設定に当たりましては、IRRを10%を維持することといたしまして、次回以降については諸条件を踏まえながら検討していったらどうかといった整理でございます。

なお、50 ページ目に書いていますとおり、物価変動リスクでございますけれども、4つ目の四角に書いていますとおり、まず、欧州FIT・FIP制度を持たれている国々におきましては、落札から運転開始までの物価変動リスクに対する手当ををしている制度といったものは、われわれ事務局が確認する限りでは確認できていないという状況でございます。

こういって1つ目の四角に書いてございますとおり、国民負担の抑制という観点と、再エネの最大限の導入という観点からは、物価変動リスクに対しましても、リードタイムの中でコストダウンに向けた事業者の創意工夫を促していくことが重要だということでございます。

また、先ほどご説明にもありましたけれども、物価変動リスクという点では、資機材等の調達契約の工夫ですとか、また、FIP制度に基づきます市場売電の活用を通じたリスクヘッジ、予備費などの積み増し、また、それぞれの事業者によってリスク対応が行われるといったことが原則と考えているところでございます。

先ほどご説明いたしましたけれども、公募の審査におきましては、物価変動リスクも含めたリスクシナリオへの対応策につきましても評価をするというところでございます。

なお、3つ目の四角に書いてございますとおり、再エネ特措法におきましては、物価その他の経済事情に著しい変動、いわゆるハイパーインフレなどが生じた場合には、選定事業者におけます基準価格、調達価格等については、特に必要があると認められる時には改定をするといったことができるということでございます。ただ、これまでの実際の改定が行われたことはございませんけど、こういった規定があるということでございます。

なお、第79回におきます算定委におきます委員の皆さま方のご指摘といたしましては、当然、事業者の方々も厳しいということで、国民の方々も物価高騰に苦しんでいるということにも留意が必要だということ。また、FIP制度というところについては、シンプルな制度であれば、もっと物価変動に強い制度であった点についても認識すべきといったご指摘。また、価格が上がる時だけではなくて下がる時も含めて、エスカレーション条項などについては合理性に欠けるぞといったことなど。また、一番下に書いてございますけれども、下振れのそうした制度になってしまうと、ファイナンス上とか、むしろリスクとして受け止められるんじゃないかということ。また、こうしたいろんな観点からは、エスカレーション条項などの導入については、FIT・FIP制度の本質、本旨が大きく変わるんじゃないかといった、そういったご指摘もいただいているところでございます。

続きまして、資料につきましては53ページ目、ご覧いただければと思います。

基準価格、調達価格の額の決定方法でございます。これも前回同様に、事業者の提出いただいた公募占用計画の供給価格に消費税および地方消費税の額に相当する額を加えた額、いわゆる pay as bid方式といたしたところでございますが、今回も同じような方式ではどうかといった整理でございます。

続きまして、54ページ目、ご覧いただければと思います。

交付期間、調達期間でございます。交付、調達期間は20年間、また、事業開始日はFIT・FIPの認定を受けた日から8年を上限とし、公募の参加者自らが設定することといたしまして、その上で、事業開始日を超えた場合には、交付期間、調達期間を短縮するというものでございます。

また、基地港湾につきましては、盛り込んでございますような取り扱いということと、前回同様にしてはどうかといったものでございます。

続きまして、(5)公募参加者の資格の基準、認定申請期限日でございます。1つ目の四角に書いてございますとおり、公募参加者の資格に関する基準につきましては、一般海域におけます占用公募制度の運用指針と基本的に同様としてはどうかということでございます。

また、合同会議におきまして、公募占用指針に記載されております順守事項に違反した場合におきましては、促進区域での公募への参加を一定期間認めない期間、今後、ここでは公募参加停止期間と言ってございますが、こういったものについて取りまとめがされているところでございます。

具体的には、公共工事などの指名停止期間などを準用いたしまして、個別事案ごとに公募参加停止期間を設定するというもの。また、2つ目の丸ですけれども、公募参加停止期間におきまして、参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから、最初の公募に参加できない条件を付与するというところでございます。

こうした合同会議でのご議論を踏まえた内容を基本的な考え方としてはどうかというものでございます。

第10号関係ですが、FIT・FIPの認定申請期限日ですけれども、事業者選定の日から1年後としてはどうかというものでございます。

先ほど申しました公募参加停止措置の期間につきましては、参考資料で入れてございませけれども、資料の60ページ目ご覧いただければと思いますが、例えば、重大な独禁法の違反行為があれば6カ月～36カ月の間の中で指名停止期間があるということでございます。

他方で、左側に書いてございますとおり、安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故の場合では、1カ月～6カ月など、その事案に応じまして期間が定められるというものでございます。

従いまして、61ページ目に書いてございますとおり、一番下に少しフロー図を書いてございますけれども、公募参加停止期間の中で入札が行われない場合であっても、公募参加停止の際には、少なくとも、その次に行われます次回の入札があった時には、公募が参加停止

になるという形の取り扱いというものでございます。

続きまして、(6) ゼロプレミアム水準に関する事項でございます。資料につきましては66 ページ目をご覧ください。合同会議におきましては、F I P 制度におきます入札に関連いたしまして、この表にもございますとおり、資料66 ページ目です。そこを見ていただきますと、基準価格②や③の場合におきましても、いずれもプレミアム、国民負担が発生しないということでございますけれども、価格点の評価におきましては、ここに書いてあるフォーミュラーで評価するというところでございますので、この基準価格②と③の入札提案の間には大きな価格評価点の差が生じるということになります。

こうした観点から、一定の水準以下のところにおきましては、価格点を120 点満点としてはどうかといった形のご議論をいただいたところでございます。ただ、その水準につきましては、国民負担を抑制するということですので、市場価格を大きく下回る水準で設定してはどうかというものでございます。

これまでの実際の風力発電の特性を踏まえた市場価格でございますが、64 ページ目をご覧ください。これが30 分コマのスポット市場と時間前市場の価格をエリアごとに加重平均したものでございますが、これを見ていただきますと、一番低い価格でも2020 年5月のものですが、3.36 円/kWh という形になっているというものでございます。

こうしたことを踏まえながら、資料の方は63 ページ目にお戻りいただきますと、まず1 つ目の論点でございます。ゼロプレミアム水準の事前公表、非公表でございますけれども、1 つ目の四角に書いていますが、基準価格が常に参照価格以下ということになりますと、基準価格の大小によらず、国民の賦課金の負担に差が生じないということでございます。こうしたものについて、事業者の予見可能性を高めていくという観点からは、その水準というものについては事前公表としてはどうかということでございます。

また、ゼロプレミアム水準の具体的な水準でございます。ゼロプレミアム水準の具体的な水準でございますが、合同会議でも示されていたとおり、市場価格を大きく下回る水準で設定する方向ということでございます。過去の市場価格の推移などをメルクマール参照といたしまして、例えば、F I P 制度の下での風力発電におきまして、プレミアムを交付する蓋然性が十分に低い水準といたしましては、先ほどお示しいたしました2016 年以降の各エリアの各月の風力発電の発電特性を踏まえた市場価格を参照いたしますと、例えば、3.36 円/kWh が最も低い水準ということでございますので、こうした点を踏まえて、3 円/kWh としてはどうかといったものでございます。

最後になります。(7) 秋田県八峰町能代沖の着床式洋上風力発電のF I P 制度の適用の観点でございます。68 ページ目をご覧ください。昨年度の本委員会におきまして、着床式洋上風力発電の2023 年度以降にF I P 制度のみ認められる対象につきましては、①一定程度の競争効果が見込まれるぞということ、②将来的なアジア市場への展開を見据えて事業者の多様なビジネスモデルの習熟を促すということ、そして、他方で、③で書いていま

すとおり、2023年度に取得が見込まれて、当時はありました、秋田県八峰能代沖におきまず着床式についてはF I T制度を前提とした既に公募を開始していることなどから、2024年度からはF I P制度のみ認められるというふうにしたところでございます。その後、公募の見直しがあったということは冒頭にもご説明したとおりでございます。

こうした観点からは、4海域におきまして、一緒になって入札ということで、2024年度に認定取得が見込まれるということでございます。

こうした昨年のご議論など、また足元の状況を踏まえていった時に、2024年度の認定取得が見込まれるということの観点からは、F I T制度のみ認められるとすることが適切ではないかと考えられるというふうに整理をさせていただいております。

また、こうした点も踏まえながらですけれども、この秋田県八峰能代沖に情報提供の申請がございました事業者の方々に対しまして、F I P制度の下での秋田県八峰能代沖におけます公募に対する参加の検討状況につきまして、書面でお伺いもさせていただいております。

9社に対しまして、9社から全て回答を頂いたところでございます。公募に参加する社が4社、公募に参加しない社3社のうち2社につきましては、制度をF I T・F I P制度の適用にかかわらず不参加を判断ということでございました。

また、回答には選択なしの欄もございまして、これが2社おられました。うち1社につきましては、次回の公募におけます参加区域を決定していないとのご回答でございます。

また、4つ目のチェックをしています。公募に参加する予定の4社のうち2社、および回答の選択なしの2社のうち1社の回答におきましては、いわゆるF I P制度におきます公募評価の在り方などについてのご指摘もいただいております。

F I P制度を取り巻く事業環境に対する懸念などのご指摘もいただいたところではございますが、先ほど申し上げました昨年度のこの委員会での取りまとめの趣旨などを踏まえますと、2024年度認定取得が見込まれますこの海域におけます着床式洋上風力発電についてもF I P制度のみ認められることとしてはどうかといった整理でございます。

長くなりましたが、以上、事務局からのご説明でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、事務局からのご説明を踏まえて、委員の皆さまにご議論いただきたいと思っております。資料のところ、スライドの2枚目だと思いますけれども、本日議論いただきたい事項ということで整理をさせていただいているかと思っております。いつものとおりでありますけれども、ご意見・ご質問ございましたら、T e a m sの手挙げ機能を使っていただくか、コメント欄に発言を希望の旨ご入力をいただきたいと思います。併せて、こちら通例でございますけれども、もし何かトラブル、ご不明点などございましたら、事前に事務局から連絡をさせていただいているメールアドレス、連絡先にご連絡をいただければと思います。それでは、先生方、いかがでしょうか。大変重要な洋上風力のセカンドラウンドの価格に関わる、買取制度に関わる議論になります。こうした議題ですので、全ての

委員の先生方にご意見を頂ければと思っております。従いまして、申し訳ありません、もし差し支えなければ、秋元委員からご発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

○秋元委員

秋元です。それでは発言させていただきます。全体として、特に意見はなくて、事務局のご提案は妥当だと思いますので、このとおりでいいかなと思います。その上で、ちょっとだけ感想めいたものを申し上げますと、別途洋上風力の合同ワーキンググループで相当ご議論をさせていただいて、またパブリックコメントも踏まえてこの方向性が出てきていると思いますので、その中で当委員会が決定していく事項を今日議論させていただいていると思いますので、そういった背景も踏まえて、ここに出てきていると理解していますので、そういう意味も含めて、特に今回変更等を申し上げる部分はございません。その上で、若干気になったのは、34 ページ目で長崎の部分について、ジャケット式でやるということですが、これによってちょっとコストは増大するんだろうなと思いますので、その辺り、ほかと踏まえて相当差が付くということであれば、若干気になるなということでもあるんですけども、ただ事務局のご提案で、別途ここに関しては他の区域と区別して設定するというので、今後の幅広い洋上風力の拡大ということも踏まえてこういう扱いをするということも理解できるかなと思いますので、賛成させていただこうかなと思います。

また、50 ページ目でIRRについて10%の据え置きで、全体の議論でもエスカレーション条項について入れてはというご意見もありましたけれども、IRRとの関係ということもありますので、今回据え置きということで私は結構だと思います。その代わり、インフレに関する配慮はなしということだと、これで結構かと思います。

そのほか、ゼロプレミアム水準に関しても少し議論あるかもしれませんが、私はこの水準で結構ではないかと思った次第です。あえて長く申し上げる必要もないかと思しますので、事務局提案全て賛成でございます。

以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、続きまして安藤委員、お願いできますでしょうか。

○安藤委員

安藤です。よろしくお願いします。私のほうも、今回ご提案いただいた、ご説明いただいた内容に異論等ございません。秋元委員もおっしゃっていただいた点と同じことですが、34 ページのところ、これまで実績がない中で、NEDOの算定式、これを基に議論がされてきました。そして前回、実際に行われたわけで、今後は次第に実績に基づくような、より精緻な議論が可能になっていく、段階的に議論が精緻化されていくステージだと思いますので、現状ではこの議論ができる事の上限かと思っています。

細かいことですが、24 ページの資料で、一時保証金は、落札した、選定事業者になった方には返金しないのというふうに、この資料を見た時に考えました。これが事業者の方がちゃんと理解できるものであったら結構なんですけど、選定されなかった場合は一時保

証金を事業者に返納というところがこのフローチャートにあるところで、反対に解釈すると、選定されたら返納されないとも読めます。そこで、この辺りは、もちろん2次保証金の辺りで調整するんでしょうけれども、資料の整合性があるといいなというのは少し感想として思いました。

それ以外、特段異論等ございません。ありがとうございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、続きまして大石委員、お願いできますでしょうか。

○大石委員

大石です。聞こえておりますでしょうか。

○高村委員長

はい、聞こえております。

○大石委員

私も全体の方向性として、今回お示しいただいたもので特段異論があるものはないんですが、一つ説明をしていただきたいのは、先ほどから先生方もご指摘いただいた、34 ページのところですね。ジャケット式のものについてはやはりコストがかかるということで、NEDOの着床式洋上風力コスト調査と、それからあと海外の、欧州の実績等を参照して設定したものであるとは書いてあるんですけども、具体的にどこまで教えていただくか、聞いても分からないかもしれませんけれども、具体的に海外ではジャケット式と、それからそうでないものというのが、値段の差がどのくらいで、これが今後、技術革新によって差が縮まっていくものなのかどうかとか、その辺り分かっているところがあれば少し教えていただきたいなと思いました。

あとは、34 ページ、これですね、上限額についてはこれで問題ないと思いますし、今のところ質問としてはそれだけになります。ありがとうございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、松村委員、お願いできますでしょうか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○高村委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

発言します。まず 63 ページ、ゼロプレミアムに関してですが、合理的な提案を出していただいたと思います。

強く支持します。このゼロプレミアムという発想が出てきた時に、事実上の下限価格というか、これよりも低くしても評価しないと出てきて、これが競争を制限するものではないかという疑念が外から出た時に、そうではないのだと。FIPの性質からして、これよりも低い価格を付けたとしても、国民負担は変わらないのだと。にもかかわらず、その低い価格だ

と高く評価されるというのはおかしいという点を定めることを説明していただいたと思います。今回の提案は、まさにその説明が全く少しも嘘ではなかったことを示すものだと思います。とてもよい提案が出てきたと思います。直近の価格の高騰だけ見れば、もっと高い価格でも事実上はゼロプレミアムじゃないかという議論はあり得ると思いますが、これは1年や2年の買取価格を決めているのではないことを的確に考えれば、今回の事務局の提案は極めて合理的。よい提案を出していただいたと思います。

次に、上限価格に関してです。まず大前提として、これはここに参加している全ての人の共通認識になっているはずですが、あくまで上限価格で、私たちが想定しているのは、この上限価格よりは低い価格で結果的に決まると想定している。だからこそ、上限価格を公表しても、競争上も問題ないという整理で、事前公開もするし、実際にこれよりもどこまで低くなるかは別として、ここに張り付くことがないという前提で、この風力に関しては全体の制度、ルールが考えられていると思います。そうすると、例えばIRRが10%を維持するとなっていますが、これはその価格で買い取るという価格を決めるものの議論だとすると、さらに慎重な議論が必要だと思います。しかしここはあくまでも上限価格を決めているだけ。他のところについても、あくまで上限価格を決めているだけで、それよりも低い価格で結果的に落札されることを想定しているやり方としては、全て妥当な提案が出てきていると思います。

何でこんなことを言っているのかというと、他の文脈で、ここではIRRが10%認められたのに、何でこちらでは認められないのかという非生産的な議論にならないように、念のために確認しているつもり。ここはあくまでそこに張り付かないと想定される上限価格を決める議論だということは、繰り返し確認する必要があるかと思ったので発言しました。他の点も含めて、事務局の提案は全て合理的だと思いますので支持します。以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。私からも発言をさせていただこうと思いますが、基本的にはほかの委員と同じでありますけれども、今回提示をされている、供給価格上限価格の設定方法あるいは入札保証金の取り扱い、ゼロプレミアム水準、それから八峰能代沖の洋上風力のFIPの適用等、主立った論点について事務局から出していただいているご提案に賛成をいたします。こちらが供給価格の上限額の設定について、エスカレーション条項についての議論も、先般のヒアリングのところではございましたけれども、物価変動リスクに対する懸念ということも考慮してほしいということだと理解をしております。事務局のご説明にもありますけれども、極めて大きな物価変動があった、あるいはあるという時にどうかということについて、再エネ特措法でもそれは想定をしてないわけではないと思いますが、エスカレーション条項といった形での制度化をするには、やはりかなり慎重な議論が必要だと私も思いますし、同時に前回のヒアリングの時も、委員の意見であったと思います。

今回、ある意味でこの物価変動のリスクのところについて、IRRの水準の中で一定の考慮をするという、そういうご提案だと私自身は理解をいたしました。あるいは、サプライチ

ェーン等の補助金等、買取制度の外側で支援をするという形で、この物価変動リスクについてできる限りの考慮をするということだと理解をしまして、こうした考え方について、こういう形で今回のセカンドラウンドの供給価格上限額の設定については、このような形で対応をするということについて賛成をいたします。

2つ目の、入札保証金の取り扱いについても、これは事業者がやはりコントロールができない要因について、その要因での遅延について考慮をしっかりとするという点、これは意図的な遅延というものを回避するという点とバランスを取ったご提案だと思って、こちらについても賛成であります。

それから、ゼロプレミアム水準については、松村委員もおっしゃいましたけれども、やはり十分に想定される市場価格を大きく下回る水準であるべきだということは、競争性のある案件形成、あるいは入札をしていただく上でも非常に重要だと思っております、そういう意味でこちらの考え、ご提案についても賛成をするものです。

以上、今のは私個人の委員としての意見でございます。

それでは、今5人の委員からご発言いただきましたけれども、幾つか事務局にご質問も出ておりましたので、事務局からご回答いただけますでしょうか。一つはジャケット方式についてのご質問だったかと思えます。

○能村課長

事務局でございます。まず、モノパイルとジャケットということで、モノパイルの場合はモノというとおりで一つの支えでのものがございますが、ジャケット式は一般的には4本足で支えていくという形になっておりますので、基本的にはコストがその分増していくというものでございます。先ほどご説明いたしましたけれども、39 ページ目に、さまざまな項目の中で、今回モノパイル式を前提とした資本費ということに、岩盤地盤というところの条件について補正項ということで、特に水深に比例する補正項を適用しているというものでございます。

具体的に、先ほど説明を割愛いたしましたけれども、資料の43 ページ目をご覧ください。資料の43 ページ目ですけれども、左側がモノパイル式というところで、今回条件をアップデートいたしまして、まずモノパイル式につきましては、より相関関係が、0.82 ということで、このアールスクエアの数値も大幅に上がっているということで、左側を見ていただきますと、実績値と試算値というところの関係性というところが見て取れるわけでございますけれども、ジャケット式につきましては、0.6 弱というところの相関係数でございますけれども、これは実際に右側に書いてございます実績値ということでございまして、これはまさにここで言いますと、ヨーロッパの17 プロジェクトの中で、ジャケット式を使ったものという形でございます。具体的には60 万円/kWというものですとか、80 万円弱のところも出てくるというものでございます。ここは左側のところが、ジャケット式のデータの実績値でございますので、大体40 から50 のところに多くの案件があるということでございますので、実際にはこうした数値の実際の工事のkWで割り戻したもの

でございますけれども、差があるということでございます。

また、安藤委員からも、一時保証金のところの、すみません、説明のところ、資料のちょっと分かりにくさがあるんじゃないかということございまして、そこはわれわれのほうも少し改善を試みたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、ただ今ご質問にお答えいただきましたけれども、それも含めて、もし委員から追加のご発言・ご質問ございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の議論いただきました供給価格の上限額の設定方法、それから入札保証金の取り扱い、ゼロプレミアム水準、そして秋田県の八峰町の能代沖の着床式洋上風力発電のFIP適用等の各論点、本日議論をする論点について、基本的に委員の中から異論はなかったと思います。もしそのような理解で間違っておりませんでしたら、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関して、この委員会の意見を取りまとめたいと思います。特に委員からは追加のご発言・ご異論はないと思いますが、よろしいでしょうか。

○松村委員

はい、大丈夫です。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは事務局から、本委員会の意見案についてご説明をお願いしますでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。ただ今画面投影もさせていただいております意見案につきましては、できる限り速やかに経産省のホームページにもアップロードいたしますので、アップロードされ次第資料のご確認をいただければと思います。

資料の2でございますけれども、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見案でございます。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関わる海域の利用の促進に関する法律第13条第4項の規定に基づき、秋田県八峰町および能代沖以下3海域におきます公募占用指針に関し、同条第2号第1号および第4号から第10号までに掲げる事項等につきまして、以下のとおり調達価格等算定委員会の意見を取りまとめた。経済産業大臣におかれては、本意見も踏まえ、当該事項を定めることを求める。また、本委員会の内容と異なる決定をする時には、事前に調達価格等算定委員会の意見を聞くように求める。

(1) 公募の対象とする発電設備区分等について。公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に関わる交付対象区分等は、「風力発電設備（着床式洋上風力）」とする。

(2) 発電設備の出力の量の基準。最大充電電力量は促進区域の指定時に当該区域で活用されることを希望するとして、情報提供のあった系統の範囲で事業を実施することとし、発

電設備の出力は上限を設定せず、下限は情報提供を行った事業者が確保している系統の容量から 20%を減じた出力とする。

続きまして(3)公募の参加者の資格に関する基準。経済産業省と国土交通省が令和4年10月に改訂した、「一般海域における占用公募制度の運用指針」において例示された公募資格を基本として設定することとする。また、公募占用指針に記載されている順守事項に違反した場合の他の促進区域の公募への参加を一定期間認めない期間については、以下の内容を基本的な考え方とする。丸1、事業者に対する公募参加停止期間の設定に当たっては、公共工事における中央公契連モデルにおける指名停止期間を準用し、個別事案ごとに公募参加停止期間を設定する。丸2、公募参加停止期間において、参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できない条件を付与する。

(4)公募の参加者が提供すべき保障金の額ならびにその提供の方法および期限その他の保証金に関する事項。

公募参加時に納付する第1次参加保証金は500円/kW、選定後に納付する第2次保証金は5,000円/kW、選定後24カ月以内に納付する第3次保証金は13,000円/kWとする。また、本公募に関わる系統工事の保証金等を一般送配電事業者を支払っている場合は、当該保障の分だけ、第2次、第3次保証金から控除することとする。保証金の没収自由は、以下の表のとおりとする。表については割愛いたします。

なお、本日ご議論いただきました、特に9番のところで、読み上げさせていただきますが、当該区域の迅速性評価の基準を評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転しなかったこと(ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合は除く)。

続きまして、(5)供給価格上限額。別添のとおり、モノパイル式とジャケット式で区別して設定する。その上で、ジャケット式についても、コスト低減と導入拡大を適切に促していくこととする。

(6)基準価格又は調達価格の額の決定方法。FIP制度の基準価格は、選定事業者が提出した公募占用計画の供給価格とする。

(7)交付期間又は調達期間。交付期間は20年間とし、運転開始予定日はFIP認定を受けた日から8年を上限として公募の参加者が自ら設定することとし、その上で運転開始予定日を超えた場合は、交付期間を短縮する。ただし、基地港湾についてその他区域の事業実施者と使用期間の重複があり、経済産業省および国土交通省が調整をせざるを得ないとして、公募占用計画に記載された運転開始日を遅らせた場合に限り、交付期間の短縮は行わないこととする。

(8)選定事業者における再エネ特措法第9条第1項に規定による認定の申請の期限。選定の日から1年とする。

(9)ゼロプレミアム水準。3円/kWhとする。

(10) F I P制度の適用。F I P制度のみ認められることとする。

以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。ただ今の事務局からご説明がありました本委員会の意見案についてであります。委員の皆さまからご質問・ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。もしご発言ご希望の委員は、手挙げ機能ないしはチャットで発言の希望を示していただければと思いますが、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にご質問あるいはご意見はないと理解をいたしますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ただ今事務局からご説明がありました意見案について、特段修正のご意見がないということで、この意見案をもって本委員会の意見として決定をしたいと思っております。そのようなことでよろしいでしょうか。

○松村委員

はい、結構です。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、意見案について、委員から異議なく、皆さまの合意が得られましたので、私のほうから事務局にお願いをして作成をしていただきました、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する供給価格上限額についての委員長案について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○能村課長

事務局でございます。ただ今から画面投影をしております委員長案につきましては、できる限り速やかに経産省のホームページにもアップロードいたしますので、アップロードされ次第資料のご確認をお願いできればと思います。

具体的な委員長案のご説明でございます。まず左側の欄でございますけれども、今回対象の促進区域、モノパイル式の3区域でございます。秋田県八峰町能代沖、新潟県村上・胎内市沖、秋田県男鹿市、秋田市沖の3区域でございます。資本費、接続費込みで35.4万円/kW、運転維持費1.26万円/kW/年、撤去費4.8万円/kW、設備利用率34.8%、IRR10%、交付期間20年間、これらを踏まえまして供給価格上限額につきましては19円/kWhでございます。

また、今回の対象の促進区域、ジャケット式が適用されます長崎県西海市沖でございますけれども、資本費接続費込みで67.2万円/kW、運転維持費につきましてはモノパイル式と同様の1.26万/kW/年、撤去費でございますが7.9万円/kW、設備利用率37%、IRR10%、交付期間20年間でございます。これらを踏まえまして、供給価格上限額は29円/kWhでございます。一番右側の欄は参考に前回の公募の促進区域、これはいずれもモノパイル式でございましたけれども、参考までに記させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。こちら、今お示しをしております委員長案について、ご意見・ご質問がございましたら、委員の皆さまからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。同じように手挙げ機能ないしはチャットで発言希望をお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、こちらの委員長案について特段の修正、意見がないと理解をいたしました。従いまして、この委員長案について、本委員会の意見として決定をするということでご了承いただけますでしょうか。

○松村委員

はい、大丈夫です。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、今、異議なく了承されたと理解をいたしました。今後はこの意見を尊重する形で、経済産業大臣および国土交通大臣が、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針の案を作成し、パブリックコメント等を実施することになります。仮に今後のプロセスの中で、ただ今取りまとめをいただきました委員会の意見の内容から変更があるという場合には、再度この委員会でご議論いただくこととなります。その場合には、改めて事務局から連絡をさせていただきたいと思えます。

もし全体を通して何かご発言ご希望、ご質問なければ、よろしいでしょうか。ありがとうございます。本日、大変重要なお議論をいただいたと思っております。以上で本日の議事は終了といたします。活発なお議論いただきましたことをお礼申し上げます。

最後に、次回の日程につきまして、事務局からお願いできればと思います。

3. 閉会

○能村課長

事務局でございます。次回の日程につきましては、日程が近づきましたら、また11月に予定してございますけれども、経産省のホームページにてお知らせいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして第80回の調達価格等算定委員会を閉会といたします。大変お忙しい中ご参集いただきましてどうもありがとうございます。以上で閉会といたします。